

年金積立金管理運用独立行政法人第4期中期目標変更（案） 新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="309 379 920 411">年金積立金管理運用独立行政法人中期目標</p> <p data-bbox="286 475 1115 564">令和2年3月6日付厚生労働省発年 0306 第7号指示 変更：令和4年 月 日付厚生労働省発年 第 号指示</p> <p data-bbox="107 635 1115 772">独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p data-bbox="174 849 427 880">令和2年3月6日</p> <p data-bbox="712 954 1099 986">厚生労働大臣 加藤 勝信</p> <p data-bbox="107 1059 331 1091">第1～第3 略</p> <p data-bbox="107 1145 651 1177">第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p data-bbox="107 1241 331 1273">1. ～ 3. 略</p>	<p data-bbox="1346 379 1957 411">年金積立金管理運用独立行政法人中期目標</p> <p data-bbox="1391 475 2159 507">令和2年3月6日付厚生労働省発年 0306 第7号指示</p> <p data-bbox="1144 635 2152 772">独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p data-bbox="1211 849 1464 880">令和2年3月6日</p> <p data-bbox="1749 954 2136 986">厚生労働大臣 加藤 勝信</p> <p data-bbox="1144 1059 1368 1091">第1～第3 略</p> <p data-bbox="1144 1145 1688 1177">第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p data-bbox="1144 1241 1368 1273">1. ～ 3. 略</p>

4. 業務の電子化の取組

運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務における I T の活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。

また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

以下 略

4. 業務の電子化の取組

運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務における I T の活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。

以下 略